

分類	作物名(作型等)		化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)		化学肥料 使用量 (窒素成分量 kg/10a)	堆肥目安量(kg/10a)*				収穫期	備考
			苗購入の場合			牛ふん	豚ふん	鶏ふん	土づくり的堆肥		
水稲	水稲	移植	7	5	4.5	1300	500	300	1700		
		湛水直播	7		4.5						
		乾田直播	8		4.5						
普通 畑作物 等	小麦		5		9	1400	500	300	1800		
	大豆	転換1~2年目	4		3	(500)	(200)	(100)	(600)		転換畑以外の畑作を含む() は堆肥施用があった場合 参考とする
		転換3年目以降			6	(900)	(400)	(200)	(1200)		()は堆肥施用 があった場合 参考とする
	落花生	マルチ	2		1.5	500	200	100	600		
	そば	夏播き	2		1	400	100	100	500		
	茶	成木園	6		24	-	-	-	-		
	野菜	いも・根菜類									
さつまいも		早掘	5	5	1.5	500	200	100	600	7~8月	化学合成農薬 は苗切り離し以 降の使用回数
		トンネル	5	5	1.5					7~8月	
		普通	6	6	1.5					9~11月	
ばれいしょ		マルチ	7		7.5	1600	600	400	2000		
		露地	7		7.5						
だいこん		春どり	4		7.5	1600	600	400	2000	3~4月	
		初夏どり	6		5					5~6月	
		秋どり	6		1.5					10月	
		冬どり	5		4.5					11~2月	
はつかだいこん			2		4.5	800	300	200	1000		
こかぶ		冬どり	3		9	1600	600	400	2000	12~3月	
		春どり	3		13	2300	900	500	3000	4~5月	
		初夏どり	4		6	1600	600	400	2000	6月	
		夏どり	4		1.5	800	300	200	1000	7~9月	
		秋どり	5		6	1600	600	400	2000	10~11月	
にんじん		トンネル春どり	6		10	1600	600	400	2000		
		秋冬どり	8		7.5						
ごぼう		秋冬どり	5		11	2300	900	500	3000		
		春夏どり	4		11					6~8月	
れんこん		普通	2		13.5	-	-	-	-		()は堆肥施用 があった場合 参考とする
		ハウス	2		13.5	(2300)	(900)	(500)	(3000)		
さといも		マルチ	5	4	9	1600	600	400	2000		種芋生産を含ま
		トンネル	3	2	7.5						
		露地	5	4	9						
やまといも		普通	11	10	10.5	2300	900	500	3000		
じねんじょ			8	7	16	3100	1200	700	4000		
根しょうが		マルチ	7		11	2300	900	500	3000		
		ハウス	3		7.5						
葉しょうが		トンネル	3		7.5	1600	600	400	2000		
		露地	3		7.5						
		アピオス	露地	0						2	800
葉茎菜類											
キャベツ		春どり	8	6	14	2300	900	500	3000	4~6月	
		秋どり	8	6	14					10~11月	
		冬どり	8	6	14					12~3月	
こまつな		春どり	3		10	1600	600	400	2000	3~5月	
		夏どり	3		5.5					6~9月	
		秋どり	4		10					10~11月	
		冬どり	3		8.5					12~2月	
ほうれんそう	春どり	3		6	1600	600	400	2000	3~5月		
	夏どり	4		6					6~9月		
	秋どり	4		10					10~11月		
	冬どり	3		12.5					12~2月		
しゅんぎく	秋冬どり	7	6	11.5	2300	900	500	3000	10~4月		
	春どり	6	6	5	800	300	200	1000	4~6月		
レタス	秋どり	7	5	10	1600	600	400	2000	10~11月		
	冬どり	9	7	12					12~2月		
	春どり	9	7	12					3~5月		
非結球レタス		7		12.5	2300	900	500	3000		リーフレタス、 かきちしゃ(サ ンチュ等)	
エンダイブ	秋冬どり	5	4	12.5	2300	900	500	3000	10~3月		
ねぎ	春どり	15	13	14	2300	900	500	3000	4~5月		
	坊主しらず	13	10	15	2300	900	500	3000	5~6月		
	夏どり	11	10	12	2300	900	500	3000	6~10月		
	秋冬どり	18	16	13	2300	900	500	3000	10~3月		

分類	作物名(作型等)		化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)	苗購入の場合	化学肥料 使用量 (窒素成分量 kg/10a)	堆肥目分量(kg/10a)*				収穫期	備考
						牛ふん	豚ふん	鶏ふん	土づくり的堆肥		
野菜	葉ねぎ	春どり	4		10	1600	600	400	2000	3~5月	
		夏どり	5		9					6~9月	
		秋どり	5		10					10~11月	
		冬どり	4		11					12~2月	
	わけねぎ		14		12	2300	900	500	3000		本ぼ及び定植後に使用するもの
	たまねぎ	マルチ	8	5	12	2300	900	500	3000		
		露地	5	4	15	2300	900	500	3000	5~6月	
	葉たまねぎ	トンネル	2	2	12	2300	900	500	3000	1~3月	
	らっきょう	マルチ	3		11	2300	900	500	3000	6月	
		露地	3		11	2300	900	500	3000		
	にんにく		5		10.5	2300	900	500	3000		
	にら	ハウス・トンネル	播種または株分けから1年間19(かつ収穫1期につき2)、次の1年間 19(かつ収穫1期につき2)	播種または株分けから1年間17(かつ収穫1期につき2)、次の1年間 19(かつ収穫1期につき2)	播種または株分けから1年間 17.5、次の1年間 9	3100	1200	700	4000	11~6月	
		露地夏どり	播種または株分けから1年間14(かつ収穫1期につき2)、次の1年間 17(かつ収穫1期につき2)	播種または株分けから1年間11(かつ収穫1期につき2)、次の1年間 17(かつ収穫1期につき2)	播種または株分けから1年間 17.5、次の1年間 9					7~9月	
	みずな	春どり	2		5	800	300	200	1000	3~5月	
		夏どり	3		3.5					6~9月	
		秋どり	2		5					10~11月	
		冬どり	2		6.5					12~2月	
	ルッコラ	春どり	2		6	1600	600	400	2000	3~5月	
		夏どり	3		6					6~9月	
		秋どり	2		10					10~11月	
冬どり		2		10	12~2月						
チンゲンサイ		5		7.5	1600	600	400	2000	周年		
タアサイ		5		7.5	1600	600	400	2000	周年		
からしな	冬どり	2		10	1600	600	400	2000	2~3月		
はくさい	秋冬どり	6	4	13	2300	900	500	3000	11~1月		
ぺかな	ハウス秋どり	2		3.5	800	300	200	1000			
	露地秋どり	2		7	1600	600	400	2000			
セルリー	ハウス春どり	11	8	25	3900	1500	900	5000	2~3月		
根みつば		2		5	800	300	200	1000	2~4月		
大葉		10		14	2300	900	500	3000			
モロヘイヤ	露地	2		14	2300	900	500	3000	7~9月		
つるむらさき	露地	3		8.5	1600	600	400	2000			
エンサイ	露地	3		4	800	300	200	1000			
茎葉かんしょ		2	2	7	1600	600	400	2000		化学合成農薬は苗切り離し以降の使用回数	
食用なばな	秋冬どり	7		20	3100	1200	700	4000			
ブロッコリー	秋冬どり	6	5	14.5	2300	900	500	3000	10~3月	茎ブロッコリーも含む	
	春どり	6	5	14	2300	900	500	3000	5~6月	茎ブロッコリーも含む	
カリフラワー	秋冬どり	4	3	15	2300	900	500	3000	11~12月		
アスパラガス	半促成(1年目)	16		16	3100	1200	700	4000		定植年の12/31まで	
	半促成(2年目以降)	16		20.5	3900	1500	900	5000		1栽培期間は1/1~12/31	
果菜類											
トマト	促成(長期)	28	26	26	3100	1200	700	4000	10~6月		
	促成(短期)	21	19	18.5	3100	1200	700	4000	10~2月		
	半促成(収穫期2~6月)	17	16	18.5	3100	1200	700	4000	2~6月		
	半促成(収穫期4~7月)	15	14	18.5					4~7月		
	抑制	15	14	12	2300	900	500	3000			
ミニトマト	促成	23	21	28.5	3100	1200	700	4000	10~6月		
	半促成	15	13	18.5	3100	1200	700	4000	4~6月		
	抑制	16	14	11	2300	900	500	3000	8~12月		
なす	促成	34	29	32	3900	1500	900	5000	9~6月		
	半促成(短期)	19	17	24	3900	1500	900	5000	2~7月		
	半促成(長期)	20	18	30	3900	1500	900	5000	2~11月		
	トンネル	15	13	23	3900	1500	900	5000	5~8月		
	露地	13	11	17.5	3100	1200	700	4000	6~9月		

分類	作物名(作型等)		化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)		化学肥料 使用量 (窒素成分量 kg/10a)	堆肥目安量(kg/10a)*				収穫期	備考
			苗購入の場合	kg/10a		牛ふん	豚ふん	鶏ふん	土づくり的堆肥		
野菜	ピーマン	促成	27		30.5	3900	1500	900	5000	11~6月	
		半促成(短期)	16	15	18.5	3100	1200	700	4000	4~7月	
		半促成(長期)	27	26	23	3900	1500	900	5000	4~11月	
		抑制(長期)	27	27	31	3900	1500	900	5000	7~4月	
	ししとうがらし	促成	22		23	3900	1500	900	5000	9~6月	
		半促成	13	13	18.5	3100	1200	700	4000	5~10月	苗購入の場合
	きゅうり	露地	8	8	18.5	3100	1200	700	4000	6~9月	苗購入の場合
		促成	37	36	30	4000	1500	900	5100		
		抑制	20	18	13.5	2300	900	500	3000		
		ハウス早熟	20	17	14	2300	900	500	3000		
	かぼちや	露地	14	13	16	3100	1200	700	4000	6~8月	
		トンネル	6	5	8	1600	600	400	2000		
	ズッキーニ	露地	6	5	8	1600	600	400	2000		
		抑制	7	6	9	1600	600	400	2000	9~1月	
		半促成	6	6	11.5	2300	900	500	3000	1~5月	
	すいか	ハウス初夏どり	8	8	8.5	1600	600	400	2000	5~8月	
		ハウス半促成	8	6	10.5	2300	900	500	3000	5~6月	
		トンネル	13	11	12.5	1600	600	400	2000	6~7月	
	小玉すいか	トンネル	13	11	5	1600	600	400	2000	8~10月	
		ハウス半促成	8	6	9.5	1600	600	400	2000	5~6月	
		トンネル	14	13	10.5	2300	900	500	3000	6~7月	
	メロン	トンネル	13	11	5	1600	600	400	2000	8~10月	
		ハウス半促成	15	14	7	1600	600	400	2000	5~6月	
	温室メロン	トンネル	14	12	8	1600	600	400	2000	6~7月	
		夏どり隔離床栽培	11	9	8.5	1600	600	400	2000	3~8月	
	しろり	地床栽培	12	10	6.5						
		ハウス半促成	15	15	16	3100	1200	700	4000	5~9月	苗購入の場合
	にがうり	トンネル・露地	6	6	12	2300	900	500	3000	6~8月	苗購入の場合
		ハウス夏どり	9	8	19	3100	1200	700	4000	5~8月	
	食用とうもろこし	露地夏どり	9	8	20.5	3900	1500	900	5000	7~9月	
		ハウス半促成	2		17					5~6月	
		トンネル	3		17	3100	1200	700	4000		
		マルチ	3		16						
	いちご	露地	4		13.5	2300	900	500	3000	7~8月	
		促成	21	15	18.5	3100	1200	700	4000		化学合成農薬はランナー切り離し以降の使用回数
	さやいんげん	ハウス半促成	10	9	12	2300	900	500	3000		
		トンネル	10	9	13.5						
		抑制	4	3	9.5	1600	600	400	2000		
	そらまめ	トンネル	5	4	7.5	1600	600	400	2000		
		マルチ	5	4	4.5	800	300	200	1000		
えだまめ	露地	5	4	7	1600	600	400	2000	5月		
	ハウス	3	2	2.5							
	トンネル	3	2	2.5	800	300	200	1000			
	マルチ	4	3	2.5							
さやえんどう	露地	5		4	3						
スナップエンドウ	ハウス	9		15	3100	1200	700	4000	11月~5月		
オクラ		3		11.5	2300	900	500	3000			
果樹	日本なし	清耕栽培	26		10	1200	500	300	1600		
		草生栽培			13	1800	700	400	2300		
	温州みかん		13		13.5	1800	700	400	2300		
	中・晩生かんきつ類		5		15	1800	700	400	2300		
	ゆず		7		8	1200	500	300	1600		
	レモン	露地	5		16.5	2400	900	500	3000		
		施設	7		21.5	2400	900	500	3000		
	びわ	露地	4		13.5	1800	700	400	2300		
		施設	5		8	1200	500	300	1600		
	いちじく		9		8	1200	500	300	1600		
	ぶどう		13		3	600	200	100	800		
	キウイフルーツ		3		10	1200	500	300	1600		
	かき		4		8	1200	500	300	1600		
	くり		3		8	1200	500	300	1600		
	うめ		6		7	1200	500	300	1600		
	ブルーベリー	ポット栽培以外	3		4.5	—	—	—	—	6~9月	
		ポット栽培	3		0.0288	—	—	—	—	5~7月	化学肥料使用量は「g/L」
ラズベリー	ポット栽培以外	3		6	—	—	—	—			
	ポット栽培	3		0.045	—	—	—	—		化学肥料使用量は「g/L」	

(注1) 算出根拠

- ①堆肥目安量: 上限ではなく、使用の目安。(根拠は別紙のとおり)
- ②化学合成農薬使用回数: 「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた延べ成分使用回数の1/2
- ③化学肥料使用量: 「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた窒素施肥量の1/2

(注2) 収穫期が基準月を越えて前後月にまたがる場合は、1ヶ月未満に限り認める

(別表－1－1別紙) 堆肥の目安量の根拠

堆肥の目安量は、環境保全及び農作物生育の面から、各作物の基肥窒素量（施肥基準に示されている量）の30%を堆肥の有効窒素成分量で代替する施用量である。

想定した堆肥は表1のとおりであり、堆肥の有効窒素成分量は以下の式で算出できる。

$$\text{堆肥の有効窒素成分量 (kg/10a)} = \text{堆肥施用量 (kg/10a)} \times \text{窒素全量 (現物\%)} \times \text{窒素肥効率}^*(\%)$$

※窒素肥効率とは、家畜ふん堆肥に含まれる窒素の肥料としての効果を化学肥料窒素と比較した指数で、化学肥料と同等ならば100%、化学肥料の半分ならば50%である。

表1 堆肥の目安量で想定した堆肥の窒素全量と窒素肥効率

種類	水分 (%)	窒素全量 (現物%)	窒素肥効率 ³⁾ (%)
牛ふん堆肥 ¹⁾	50.7	1.14	18
豚ふん堆肥 ¹⁾	40.7	2.05	26
鶏ふん堆肥 ¹⁾	29.4	1.91	46
土づくり的堆肥 ²⁾	50.0	1.00	16

注1) 各種家畜ふん堆肥の水分及び窒素全量は「家畜ふん堆肥利用促進ナビゲーションシステム」における県内流通堆肥の平均値。

2) 土づくり堆肥の成分は、施肥基準の土づくりの効果の高い堆肥の定義（現物当たり窒素全量1%以下）に基づいたものであり、副資材入り牛ふん堆肥を想定したものである。

3) 窒素肥効率は千葉県施肥設計支援システム「エコFIT」による。

化学肥料使用量（窒素成分量）水準別の堆肥の目安量は表2のとおりである。

ただし、以下の作物（作型）については、農作物の栄養生理等を考慮した目安量である。

トマト（促成）、ミニトマト（促成）、きゅうり（促成）、なす（促成、半促成（2～11月収穫）、ピーマン（促成）

表2 化学肥料使用量に対応した堆肥の目安量 (kg/10a)

区分	化学肥料使用量 (窒素成分量 kg/10a)	牛ふん堆肥	豚ふん堆肥	鶏ふん堆肥	土づくり的堆肥
水稻	4.5	1,300	500	300	1,700
畑作物	1.0	400	100	100	500
	1.5～3.0	500	200	100	600
	3.5～6.0	900	400	200	1,200
	6.5～10.0	1,400	500	300	1,800
野菜	1.5～5.0	800	300	200	1,000
	5.5～10.0	1,600	600	400	2,000
	10.5～15.0	2,300	900	500	3,000
	15.5～20.0	3,100	1,200	700	4,000
	20.5～25.0	3,900	1,500	900	5,000
果樹	1.5～5.0	600	200	100	800
	5.5～10.0	1,200	500	300	1,600
	10.5～15.0	1,800	700	400	2,300
	15.5～20.0	2,400	900	500	3,000

(別表-1-2) 養液栽培「化学合成農薬の使用基準(上限)」

H27.4.1 改正

分類	品 目 数	作物名(作型等)		作 型 数	化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)		収穫期	備考
						苗購入の場合		
野菜	1	養液栽培みつば		1	2	2	周年	
	2	養液栽培葉ねぎ		2	3		周年	
	3	養液栽培非結球レタス		3	5	2	周年	サラダ菜を含む
	4	養液栽培ほうれんそう		4	1	1	周年	
	5	養液栽培クレソン		5	3	2	周年	
	6	養液栽培トマト	促成(長期)	6	28	26	10~6月	
			促成(短期)	7	21	19	10~2月	
			半促成(収穫期 2~6月)	8	17	16	2~6月	
			半促成(収穫期 4~7月)	9	15	14	4~7月	
			抑制	10	15	14		
	7	養液栽培ミニトマト	促成	11	23	21	10~6月	
			半促成	12	15	13	4~6月	
			抑制	13	16	14	8~12月	
	8	養液栽培ピーマン	促成	14	27		11~6月	
半促成			15	27	26	4~11月		
9	養液栽培セルリー		16	7	6			
10	養液栽培いちご	促成	17	21	15		化学合成農薬 はランナー切り 離し以降の使用 回数	
果樹	11	養液栽培ブルーベリー	バックカルチャー	18	3		置肥しないこと	

(注1) 算出根拠

①化学合成農薬使用回数:「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた延べ成分使用回数の1/2

(別表-1-3)
特用林産物(たけのこ)「化学合成農薬及び化学肥料の使用基準(上限)」

分類	品目数	作物名(作型等)	作型数	化学合成農薬 使用回数 (使用成分×回数)	化学肥料使用量 (窒素成分量 kg/10a)	収穫期	備考
	1	たけのこ (もうそう竹)	1	0	17	12~5月	竹林の適正な密度をたもつため、親竹を年1回以上、伐竹すること。

(注1) 算出根拠

- ①化学合成農薬使用回数:使用しない。
- ②化学肥料使用量:「環境にやさしい農業」推進に係る企画検討会議技術部会で定めた窒素施肥量の1/2

(別表－2)

化学合成農薬に含めない農薬

R7.1.7

1. 有機JAS規格附属書Bに準ずるもの

農薬(注1)	備考
除虫菊乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
ピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
メタアルデヒド剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用を使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	(別表－2附表に掲げる農薬のとおり。)
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
混合生薬抽出物液剤	
展着剤	(注2)
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
燐酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	

農薬(注1)	備考
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
カスガマイシン液剤	
カスガマイシン粉剤	
カスガマイシン水溶剤	
カスガマイシン粒剤	
エチレン	パイナップルの開花誘発に使用する場合に限ること。
次亜塩素酸水	
重曹	
食酢	
その他農薬(注3)	有効成分としてこの表の他の農薬に含まれる有効成分のみを2つ以上含有するものに限ること。

注1:組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。

注2:要領本文第4の3(1)ウただし書の規定により、展着剤の使用は、その有効成分に関わらず化学合成農薬の使用回数に含めないものとする。

注3:硫黄・銅水和剤、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、脂肪酸グリセリド・スピノサド水和剤等が該当する。

2. 上記1以外の農薬

「ポリオキシン複合体」を有効成分とする農薬
デンブン液剤
天敵(注4)

注4:農薬取締法第2条第1項の規定に基づき、平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第一号で定められる特定防除資材のうち天敵。(例:テントロール)

(別表－ 2 附表)

天敵等生物農薬

「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A(令和6年7月、農林水産省新事業・食品産業部食品製造課 他)」において「天敵等生物農薬」に該当するものとされた農薬

BT水和剤(生菌、死菌を問わない)	アカメガシワクダアザミウマ剤
アリガタシマアザミウマ剤	イサエアヒメコバチ・ハモグリコマユバチ剤
イサエアヒメコバチ剤	非病原性エルビニア カロトボーラ水和剤
オンシツツヤコバチ剤	キイカブリダニ剤
ギフアブラバチ剤	ククメリスカブリダニ剤
コニオチリウム ミニタンス水和剤	コレマンアブラバチ剤
サバクツヤコバチ剤	シュードモナス フルオレッセンス剤
シュードモナス ロデシア水和剤	スタイナーネマ カーポカブサエ剤
スタイナーネマ グラセライ剤	ズッキーニ黄斑モザイクウイルス弱毒株水溶剤
スワルスキーカブリダニ剤	タイリクヒメハナカメムシ剤
タラロマイセス フラバス水和剤	チチュウカイツヤコバチ剤
チャハマキ顆粒病ウイルス・リンゴコカクモンハマキ顆粒病ウイルス水和剤	
チャバラアブラコバチ剤	チリカブリダニ・ミヤコカブリダニ剤
トリコデルマ アトロビリデ水和剤	ナミテントウ剤
バーティシリウム レカニ水和剤	パスツーリア ペネトランス水和剤
ハスモンヨトウ核多角体病ウイルス水和剤	バチルス アミロリクエファシエンス水和剤
バチルス シンプレクス水和剤	バチルス ズブチリス水和剤
ハモグリミドリヒメコバチ剤	バリオボラックス パラドクス水和剤
ヒメカメノコテントウ剤	ペキロマイセス テヌイペス乳剤
ペキロマイセス フモソロセウス水和剤	ボーベリア バシアーナ剤
ボーベリア バシアーナ水和剤	ボーベリア バシアーナ乳剤
ボーベリア ブロンニアティ剤	ミヤコカブリダニ剤
メタリジウム アニソプリエ粒剤	ヤマトクサカゲロウ剤
ラクトバチルス プランタラム水和剤	リモニカスカブリダニ剤

(別表－3) 申請書等の様式及び提出時期等

区分	様式	提出時期等
(要綱第3の2関係) 指定申請書	様式1	第1次 4月10日まで(栽培開始5月以降) 第2次 7月10日まで(栽培開始8月以降) 第3次 10月10日まで(栽培開始11月以降) 第4次 1月10日まで(栽培開始2月以降) なお、永年性作物は、認証を受けようとする年の前年の収穫終了月を栽培開始月とする。
(要綱第3の4関係) 指定通知	様式2	—
(要綱第3の5関係) 指定要件欠格届出書	様式3	指定要件を欠く事態が生じた場合速やかに
(要綱第4の3の関係) 栽培計画書の提出	様式4	第1次 4月10日まで(栽培開始5月以降) 第2次 7月10日まで(栽培開始8月以降) 第3次 10月10日まで(栽培開始11月以降) 第4次 1月10日まで(栽培開始2月以降) なお、永年性作物は、認証を受けようとする年の前年の収穫終了月を栽培開始月とする。
(要綱第4の6関係) 計画変更申請書	様式5	変更がある品目の栽培開始前(第1次～第4次の各期限)
(要綱第4の4、6関係) 計画登録通知書	様式6	—
(要綱第4の5関係) 計画中止届出書	様式7	栽培を中止することが明らかとなった場合速やかに
(要綱第4の7関係) 農産物認証申請	様式8	収穫開始の3週間前まで
(要綱第4の9関係) 認証通知	様式9	—
(要綱第4の11(4)関係) 認証欠格届	様式12	認証要件を欠く変更が生じた場合速やかに
(要綱第5関係) 指定取消通知 認証取消通知	様式13 様式14	— —
(要綱第6の1関係) 乾燥調製等登録認定申請書	様式15	乾燥調製等開始月の前月の10日まで
(要綱第6の2関係) 乾燥調製等登録認定通知	様式16	—
(要綱第6の6関係) 乾燥調製等登録実績報告書	様式17	乾燥調製等終了後速やかに
(要綱第7関係) 乾燥調製等登録認定取消通知	様式18	—
(要綱第4の11(2)関係) 乾燥調製等記録様式	参考様式	生産者等において、米は3年、その他の品目は1年保管

注1 指定申請書及び栽培計画書の提出時期は、上記に掲げる年4次のほか、栽培開始前の限りに
おいて、農業事務所により追加設定できるものとする。

注2 要綱第4の3なお書により栽培計画書の提出と併せて認証申請を行った「もっと安心農産物」
生産組織については、収穫開始の3週間前までに、栽培管理記録簿を提出すること。

注3 様式10、11は欠番

様式1 (指定申請書様式)

年 月 日

千葉県知事 様

産地責任者住所
氏名
電話

「ちばエコ農業産地」の指定について (申請)

「ちばエコ農業」推進要綱第3の2の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、本件申請に係る提出書類の記載事項について、「ちばエコ農業」の推進のため、農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所、県関係課、市町村、農業協同組合、千葉県多面的機能推進協議会、「ちばエコ農業」生産者協議会へ情報提供することに同意します。

産地名			
産地構成	「ちばエコ農産物」の栽培計画		
	品目名	構成戸数 (戸)	面積 (ha)
		産地計	
産地管理体制	名称	氏名	
	産地責任者		
	栽培管理責任者		
	出荷・販売管理責任者		
	情報開示責任者		
	内部監査者		
産地規約	別添のとおり		
統一栽培暦	別添のとおり		

注1 関係書類として、「ちばエコ農業産地」生産ほ場台帳 (様式1-2) 及び「環境にやさしい農業の取組状況報告書」 (様式1-3) を添付する。

「農事組合法人〇〇組合」産地規約

(目的)

第1条 この規約は、「ちばエコ農業」に参加する当組合の組合員が行う、生産・販売と情報開示などの業務について定め、消費者・取引先から信頼を得られる適正な産地運営を図ることを目的とする。

(目的)

第2条 当組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「ちばエコ農産物」の生産・販売
- (2) 栽培基準（統一栽培暦）の作成
- (3) 生産技術の向上に関する検討・研修
- (4) 生産計画・販売計画の作成と運営
- (5) 生産管理及び集荷・販売記録の作成と保管
- (6) 生産履歴の開示
- (7) 消費者・販売先との連携・交流
- (8) 内部監査の実施

(産地運営体制)

第3条 産地運営にあたって、次の責任者を置く。

(1) 産地責任者

産地責任者は、産地の栽培、出荷・販売、情報開示全般の責任者として、各担当責任者を指導・監督する。

(2) 栽培管理責任者

農産物栽培の責任者として、栽培計画書の作成・提出、生産ほ場表示板の設置、栽培計画書に沿った栽培の実行、栽培管理記録の作成・提出を行う。

(3) 出荷・販売管理責任者

出荷・販売の責任者として、「ちばエコ農産物」とそれ以外の農産物とを区分して、集荷・分別及び格付けを行うとともに、認証マーク及び生産表示票の貼付・管理を行う。

(4) 情報開示責任者

情報開示の責任者として、「生産情報表示票」への情報記載や「ちばエコ農業情報ステーション」に掲載する指定産地及び認証農産物に関する情報の作成・管理を行う。

(5) 内部監査者

産地内部の監督者として、「ちばエコ農産物」の生産、出荷・販売全般について監査する。

（取扱う農産物の要件）

第4条 「ちばエコ農産物」は、栽培基準（統一栽培暦）に基づき生産され、栽培記録に基づく生産記録による検証が行われていることを要件とする。

（責任者の任期）

第5条 各責任者の任期は3年とし、再任は妨げない。

（事業期間）

第6条 本組合の運営は、毎年 月1日から 月 日までとする。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（附則）

この規約は、 年 月 日から施行する。

様式 1 - 2 (「ちばエコ農業産地」 生産ほ場台帳様式)

産地名	
作物(作型)名	

No.	生産者氏名	住所 (市区町村まで)	廃プラ登録番号 (又は廃プラ処理 方法)	生産ほ場		栽培 面積 (a)
				番号	地番または名称	

注1:「ちばエコ農業」推進要綱第8の2の規定に基づき、本様式1-2の**太枠ゴシック部分**の記載事項が、インターネット・ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」において情報開示されることに同意の上、記載・提出すること。
 注2:農産物の種類、作型別に別葉とする。
 注3:本様式を提出する場合、栽培計画書の生産ほ場一覧(様式4-1「3」)は提出不要。

様式 1 - 3 (環境にやさしい農業取組状況報告書様式)

1 環境にやさしい農業の取組実績

(1) 取組開始年度

(2) 取組体制

(3) 取組内容

ア 地域資源リサイクル

イ 農薬及び化学肥料の低減

ウ 消費者との連携活動

2 減農薬・減化学肥料栽培等農産物生産実績 (直近3か年)

(単位: t)

品目名	減農薬・減化学肥料栽培導入技術	年	年	年
計				

3 今後の取組方針

参考様式 1 (土耕栽培：統一栽培暦)

産地名		作物(作型)名	
-----	--	---------	--

時期	一般管理 作 業	土づくり・施肥		病虫害防除	
		使用量 (/10 a)	N成分量 (/10 a)	希釈倍数 又は処理量	

注 1 一般管理作業欄には、耕起、播種、定植、収穫等の作業を記載する。

2 土づくり・施肥欄には、使用する肥料、土壌改良資材等の名称及び10アール当たりの使用量(化学肥料の場合には窒素成分量も)等を記載する。

3 病虫害防除欄には、使用する農薬(成分)の希釈倍数及び処理量等を記載する。

参考様式 2 (養液栽培：統一栽培暦)

産地名		作物(作型)名	
-----	--	---------	--

時期	一般管理 作 業	施 肥		病虫害防除		排液処理	
			使用量 (/10 a)		希釈倍数 又は処理量		排水量 (/10 a)

注1 一般管理作業欄には、播種、定植、収穫等の作業を記載する。

2 施肥欄には、使用する肥料等の名称及び10アール当たりの使用量(化学肥料の場合には窒素分量も)等を記載する。

3 病虫害防除欄には、使用する農薬(成分)の希釈倍数又は処理量等を記載する。

4 排液処理欄には、排出する養液の処理方法及び10アール当たり排水量を記載する。

参考様式3（特用林産物（たけのこ）：統一栽培暦）

産地名		作物（作型）名	
-----	--	---------	--

時期	一般管理 作 業	施 肥		病虫害防除	希釈倍数 又は処理量	竹林管理	
		使用量 (/10a)	N成分量 (/10a)				母竹本数 (/10a)

注1 一般管理作業欄には、収穫等の作業を記載する。

2 施肥欄には、使用する肥料等の名称及び10アール当たりの使用量（化学肥料の場合には窒素成分量も）等を記載する。

3 病虫害防除欄には、使用する農薬（成分）の使用量又は処理量等を記載する。

4 竹林管理欄には、10アール当たり母竹本数等を記載する。

様式1-4-1 (指定申請書の提出様式(「もっと安心農産物」生産組織用))

年 月 日

千葉県知事 様

(JAグループ千葉「もっと安心農産物」検査委員会検査委員長経由)

産地責任者(生産者)氏名

担当部署名:

住 所:

電話番号:

「ちばエコ農業産地」の指定について(申請)

「ちばエコ農業」推進要綱第3の2の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、申請にあたり、本件申請に係る提出書類の記載事項について、その所定の箇所(太字ゴシック部分)の記載事項をインターネット・ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」において情報開示すること、及び、記載事項について、農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所、県関係課、市町村、農業協同組合、千葉県多面的機能推進協議会、「ちばエコ農業」生産者協議会へ情報提供することに同意します。

様式1-4-2 (栽培計画書の提出様式 (「もっと安心農産物」生産組織用))

年 月 日

〇〇農業事務所長 様

(JAグループ千葉「もっと安心農産物」検査委員会検査委員長経由)

産地責任者 (生産者) 氏名

担当部署名 :

住 所 :

電 話 番 号 :

「ちばエコ農産物」栽培計画書の登録について (申請)

「ちばエコ農業」推進要綱第4の3の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、本件申請に係る提出書類の記載事項について、その所定の箇所 (太字ゴシック部分) の記載事項をインターネット・ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」において情報開示すること、及び、記載事項について、農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所、県関係課、市町村、農業協同組合、千葉県多面的機能推進協議会、「ちばエコ農業」生産者協議会へ情報提供することに同意します。

様式1-4-3 (農産物認証申請の提出様式(「もっと安心農産物」生産組織用))

年 月 日

千葉県知事 様

(JAグループ千葉「もっと安心農産物」検査委員会検査委員長経由)

産地責任者(生産者)氏名

担当部署名:

住 所:

電 話 番 号:

「ちばエコ農産物」の認証について(申請)

「ちばエコ農業」推進要綱第4の7の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、本件申請に係る提出書類の記載事項について、その所定の箇所(太字ゴシック部分)の記載事項をインターネット・ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」において情報開示すること、及び、記載事項について、農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所、県関係課、市町村、農業協同組合、千葉県多面的機能推進協議会、「ちばエコ農業」生産者協議会へ情報提供することに同意します。

様式1-4-4 (栽培計画変更申請の提出様式(「もっと安心農産物」生産組織用))

年 月 日

〇〇農業事務所長 様

(JAグループ千葉「もっと安心農産物」検査委員会検査委員長経由)

産地責任者(生産者)氏名

担当部署名:

住 所:

電 話 番 号:

「ちばエコ農産物」栽培計画の変更について(申請)

年 月 日付け 第 号で登録通知のあった「ちばエコ農産物」栽培計画について、下記の変更があったので、「ちばエコ農業」推進要綱第4の6の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、本件申請に係る提出書類の記載事項について、その所定の箇所(太字ゴシック部分)の記載事項をインターネット・ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」において情報開示すること、及び、記載事項について、農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所、県関係課、市町村、農業協同組合、千葉県多面的機能推進協議会、「ちばエコ農業」生産者協議会へ情報提供することに同意します。

様式2（指定決定通知書様式）

「ちばエコ農業産地」指定通知書

番 号
年 月 日

産地責任者 様

千葉県知事 ○○ ○○
(公印省略)

年 月 日付で申請のあったこのことについては、「ちばエコ農業」推進要綱第3の4の規定により、下記のとおり「ちばエコ農業産地」として指定します。

記

1 品目及び産地指定番号

2 留意事項

- (1) 「ちばエコ農業」推進細則第1の2の規定により、事務所等に「ちばエコ農業」産地指定プレートを掲示すること。
- (2) 指定に関する要件を欠く事態が生じた場合には、「ちばエコ農業」推進要綱第3の5の規定により、速やかにその旨を知事に届け出ること。
- (3) 指定の有効期間（3年間）の満了後、引き続き指定を受けようとする場合には、「ちばエコ農業」推進要綱第3の7の規定により、有効期間の満了する日までに指定継続申請をすること。

様式3（指定要件欠格届出書様式）

年 月 日

千葉県知事 様

産地責任者住所

氏名

電話

「ちばエコ農業産地」指定要件の欠格について（届出）

年 月 日付け 第 号で指定を受けた「ちばエコ農業産地」（指定番号： ）について、下記のとおり指定の要件を満たすことができなくなったので、「ちばエコ農業」推進要綱第3の5の規定により届け出ます。

記

1 欠格要件

2 その理由

様式4 (栽培計画登録 推進要綱第4 関係)

年 月 日

〇〇農業事務所長 様

申請者(代表者)
氏名

「ちばエコ農産物」栽培計画の登録について (申請)

「ちばエコ農業」推進要綱第4の3の規定により、関係書類を添えて申請します。
 なお、申請にあたり、下表及び別添様式4-1の太枠ゴシック部の記載事項を、インターネット・ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」において情報開示すること、及び、本件申請書に記載された内容について、「ちばエコ農業」の推進のため、農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所、県関係課、市町村、農業協同組合、千葉県多面的機能推進協議会、「ちばエコ農業」生産者協議会へ情報提供することに同意します。

「ちばエコ農業」指定産地名 ／生産者名／団体名	フリガナ
申請者区分 (推進要綱第2(4))	<input type="checkbox"/> 「ちばエコ農業」指定産地 <input type="checkbox"/> 個人・法人 <input type="checkbox"/> 団体※ ※団体で申請する場合は、様式4-2及び構成員名簿を添付する
住所 ※市町村まで公表	〒 千葉県
電話番号／FAX	自宅・事務所等： 携帯： FAX：
メールアドレス(任意)	
自己の管理・運営するホームページアドレス	http:// ※「ちばエコ農業情報ステーション」に掲載を希望する場合記載
登録する品目 ※作型名も記載する	
計画登録期間	計画登録日から3年間

様式4-1

氏名()
認証申請日: 年 月 日
※認証申請時に記入すること。

1. 作物名等

対象作物名 (作型名)	(作型名:)
品種名	

出荷先・出荷量	<input type="checkbox"/> 市場出荷 <input type="checkbox"/> 契約販売 <input type="checkbox"/> 直売 <input type="checkbox"/> ネット販売 <input type="checkbox"/> JA 出荷量(1作あたり))kg 出荷先名称(任意記入):()
---------	---

乾燥調製等を生産者が行う場合に記載	乾燥調製等(米・茶・落花生) 責任者	乾燥調製等(米・茶・落花生) 施設名
	氏名: 電話:	名称: 所在地:

2. 土づくり、化学肥料・化学合成農薬を低減するための技術(導入する技術にチェックを入れる)

<p>(1)土づくり技術の内容</p> <p>計画 実績</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> たい肥施用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 緑肥作物利用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>(2)化学肥料低減技術の内容</p> <p>計画 実績</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 局所施用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 肥効調節型肥料施用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 有機質肥料施用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>(記入欄) その他の内容又は導入技術の補足説明を記入する</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
<p>(3)化学合成農薬低減技術の内容</p> <p>計画 実績</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 温湯種子消毒技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 機械除草技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 除草用動物利用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 生物農薬利用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>計画 実績</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 対抗植物利用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 対抗品種栽培・台木利用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 土壌還元消毒技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 熱利用土壌消毒技術</p>	<p>計画 実績</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 光利用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 被覆栽培技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> フェロモン剤利用技術</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> マルチ栽培技術</p>

3. ほ場情報(指定産地の場合は生産者氏名を記入すること。) ※記載欄が不足の場合、適宜同様の表を作成すること。

ほ場番号	ほ場所在地	取組面積 (a)		生産者氏名・廃プラ登録番号 又は廃プラ処理方法
		計画	実績	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
計				

(作物名: 作型: 氏名:)

4. 生産行程等 (土耕栽培・特用林産物(たけのこ)用) ※果樹・たけのこの場合は、前作収穫終了日を栽培開始日と見なします

作業名	計画	実績	備考
①栽培開始日	月 上・中・下旬	月 日	前作作物等
②播種	月 上・中・下旬	月 日	
③定植日(伐竹日)	月 上・中・下旬	月 日	<input type="checkbox"/> 購入苗の場合チェック
④収穫開始日	月 上・中・下旬	月 日	
⑤収穫終了日	月 上・中・下旬	月 日	

資材区分	資材等の名称 (肥料はメーカー名も併せて記入する)	化学肥料由来窒素成分の割合 %	計画			実績			
			使用予定時期 (月・旬)	10アール当たり		使用時期 (月・日)	10アール当たり		
				使用予定量 (kg)	化学肥料由来窒素成分量 kgN		全窒素成分量 kgN	使用量 (kg)	化学肥料由来窒素成分量 kgN
⑥ 土づくり・ 土壌改良 (たい肥・ 緑肥等)									
⑦肥料									
			計			計			
			認証基準 (5割低減の水準 kgN)						

農薬の名称(商品名)	農薬成分数※	計画			実績		
		使用予定時期(月・旬)	成分回数計		使用時期(月・日)	成分回数計	
			成分回数合計		成分回数合計		
					認証基準		

※:「化学合成農薬」に含まれる有効成分数を記載する。

(作物名: 作型: 氏名:)

4. 生産行程等 (養液栽培用)

作業名	計画	実績	備考
①栽培開始日	月 上・中・下旬	月 日	前作物等
②播種	月 上・中・下旬	月 日	
③定植日	月 上・中・下旬	月 日	<input type="checkbox"/> 購入苗の場合チェック
④収穫開始日	月 上・中・下旬	月 日	
⑤収穫終了日	月 上・中・下旬	月 日	

⑥養液 (前作収穫終了以降の使用(予定)資材を全て記載してください)

養液プラント名	養液装置方式 (いずれかに○)			循環式 ・ かけ流し式				
施肥	肥料名(メーカー名)			成分率(%)		投入量		
				N	P	K	計画 kg	実績 kg
廃液処理	排水溝等へ排出	計画		実績				
		処理時期	月 旬	月 旬	月 日	月 日		
		排出量						
		排出までの処理過程						
		排出場所(地番又は名称)						
		硝酸性窒素濃度 mg/L 基準:100mg/L以下						
	液肥として利用	計画		実績				
		処理時期	月 旬	月 旬	月 日	月 日		
		排出量						
		利用 ほ場	地番又は名称					
面積 a								
	作付作物							
	硝酸性窒素濃度 mg/L							

農薬の名称(商品名)	農薬成分数※	計画				実績			
		使用予定時期(月・旬)		成分回数計		使用時期(月・日)		成分回数計	
成分回数合計					成分回数合計				

※:「化学合成農薬」に含まれる有効成分数を記載する。 認証基準

様式4-2 (団体共通技術 推進要領第4の3 (1) 関係)

団体共通の環境保全型農業技術の導入計画

団体名: _____

①土づくり技術

（ 導入する技術の概要 ）

②化学肥料低減技術

（ 導入する技術の概要 ）

③化学合成農薬低減技術

（ 導入する技術の概要 ）

④その他技術

（ 導入する技術の概要 ）

⑤研修会の開催（または参加）

（ 開催計画等 ）

※①～④のうち、団体構成員で共通する技術をいずれか1つ以上導入する。
または、⑤の研修会等の開催（参加）により技術導入に取り組む。

様式5 (栽培計画変更申請 推進要綱第4関係)

年 月 日

〇〇農業事務所長 様

申請者 (代表者)

氏名

電話

「ちばエコ農産物」栽培計画の変更について (申請)

年 月 日付け 第 号で登録通知のあった「ちばエコ農産物」栽培計画について、下記の変更があったので、「ちばエコ農業」推進要綱第4の6の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたり、別添様式4-1の太枠ゴシック部の記載事項を、インターネット・ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」において情報開示すること、及び、本件申請書に記載された内容について、「ちばエコ農業」の推進のため、農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所、県関係課、市町村、農業協同組合、千葉県多面的機能推進協議会、「ちばエコ農業」生産者協議会へ情報提供することに同意します。

記

1 変更内容

- 申請者 (代表者) の変更
- 「ちばエコ農業」指定産地及び団体の構成員の追加
- 品目 (作型) の追加・変更

追加する品目 (作型)	
栽培を中止する品目 (作型)	

- 栽培面積の増加
- 乾燥調製等責任者の変更
- 乾燥調製等施設名の変更

2 変更後の栽培計画

別添様式4-1のとおり

注：必要に応じて、変更内容が分かる書類を添付すること

様式6-1 (栽培計画書の登録通知様式)

番 号
年 月 日

産地責任者 (生産者・団体責任者) 様

〇〇農業事務所長

「ちばエコ農産物」栽培計画書の登録について (通知)

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、「ちばエコ農業」
推進要綱第4の4の規定により登録されたので通知します。

記

1 品目

(品目名 (作型名))

2 留意事項

- (1) 「ちばエコ農業」推進要綱第4の5の規定により、栽培開始は、登録通知日以降とすること。
- (2) 推進要綱第4の6に規定する変更があった場合は、当該年産の作物の栽培開始前までに農業事務所に変更申請をすること。
- (3) 要綱第4の7の規定により、収穫開始の3週間前までに認証申請 (「もっと安心農産物」生産組織については栽培管理記録簿の提出) を行うこと。

記載要領

様式6-1 (栽培計画書の登録通知様式)

番 号
年 月 日

産地責任者 (生産者・団体責任者) 様

〇〇農業事務所長

「ちばエコ農産物」栽培計画書の登録について (通知)

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、「ちばエコ農業」
推進要綱第4の4の規定により登録されたので通知します。

記

1 品目

(品目名 (作型名))

ほうれんそう (春どり) 【栽培計画No.0 1 - 1】

ほうれんそう (夏どり) 【栽培計画No.0 1 - 2】

ねぎ (秋冬どり) 【栽培計画No.0 1 - 3】

※ 栽培計画番号について

- ①品目名 (作型名) の後に栽培計画番号を【括弧書】で付与する。
- ②栽培計画番号の表記は、(地域コード) - (通し番号) とする。
- ③地域コードは、要綱・要領集による (次ページ参照)。
- ④通し番号は、平成20年度以降に承認したものについて1番から付与することとし、年度ごとで区切らない。

2 留意事項

- (1) 「ちばエコ農業」推進要綱第4の5の規定により、栽培開始は、登録通知日以降とすること。
- (2) 推進要綱第4の6に規定する変更があった場合は、当該年産の作物の栽培開始前までに農業事務所に変更申請をすること。
- (3) 要綱第4の7の規定により、収穫開始の3週間前までに認証申請 (「もっと安心農産物」生産組織については栽培管理記録簿の提出) を行うこと。

「地域コード」一覧

地域	コード
千葉	01
東葛飾	02
印旛	03
香取	04
海匝	05
山武	06
長生	07
夷隅	08
安房	09
君津	10

※複数地域にまたがる産地の認証時においては、認証を行う（＝当該産地責任者の主たる事務所が所在する）地域のコードを使用する。

様式6-2 (栽培計画書の変更登録通知様式)

番 号
年 月 日

産地責任者 (生産者・団体責任者) 様

〇〇農業事務所長

「ちばエコ農産物」栽培計画書の変更登録について (通知)

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、「ちばエコ農業」
推進要綱第4の6の規定により変更登録されたので通知します。

記

1 品目

(品目名 (作型名))

2 留意事項

- (1) 「ちばエコ農業」推進要綱第4の5の規定により、計画変更した品目の栽培開始は、登録通知日以降とすること。
- (2) 推進要綱第4の6に規定する変更があった場合は、当該年産の作物の栽培開始前までに農業事務所に変更申請をすること。
- (3) 要綱第4の7の規定により、収穫開始の3週間前までに認証申請 (「もっと安心農産物」生産組織については栽培管理記録簿の提出) を行うこと。

様式7（計画中止届出書様式）

年 月 日

〇〇農業事務所長 様

申請者（代表者）

氏名

電話

「ちばエコ農産物」栽培計画の中止について（届出）

年 月 日付け 第 号で登録通知のあった「ちばエコ農産物」栽培計画について、下記の栽培を中止するので、「ちばエコ農業」推進要綱第4の5（3）の規定により届け出ます。

記

- 1 中止する品目等
（計画を中止する産年、品目等を具体的に記述する）

- 2 その理由

様式8 (認証申請 推進要綱第4 関係)

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 (代表者)
氏名

「ちばエコ農産物」 認証について (申請)

「ちばエコ農業」 推進要綱第4 の7 の規定により、関係書類を添えて申請します。
なお、申請にあたり、下表及び別添様式4-1の太枠ゴシック部の記載事項を、インターネット・ホームページ「ちばエコ農業情報ステーション」において情報開示すること、及び、本件申請書に記載された内容について、「ちばエコ農業」の推進のため、農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所、県関係課、市町村、農業協同組合、千葉県多面的機能推進協議会、「ちばエコ農業」生産者協議会へ情報提供することに同意します。

	フリガナ
申請者区分 (推進要綱第2 (4))	<input type="checkbox"/> 「ちばエコ農業」 指定産地 <input type="checkbox"/> 個人・法人 <input type="checkbox"/> 団体
住所 ※市町村まで公表	〒 千葉県
電話番号/FAX	自宅・事務所等： 携帯： FAX：
メールアドレス(任意)	
自己の管理・運営するホームページアドレス	http:// ※「ちばエコ農業情報ステーション」に掲載を希望する場合記載
認証申請する品目 ※作型名も記載する	
「ちばエコ農産物」 認証 マーク使用予定* (推進要綱第4 の10)	使用予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) 主な出荷先 ()

※「環境にやさしい農業」ロゴマーク(右記)の使用には、「千葉県『環境にやさしい農業』ロゴマーク使用取扱要領」に基づく申請が別途必要。



様式9（認証決定通知様式）

「ちばエコ農産物」認証通知書

番 号
年 月 日

産地責任者（生産者・団体責任者）様

千葉県知事 ○○ ○○
（公印省略）

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、「ちばエコ農業」推進要綱第4の9の規定により、下記のとおり認証することに決定したので通知します。

記

1 品目

（品目名（作型名）） （認証番号： ）

2 留意事項

- （1）今後の栽培等の過程で、認証要件を欠く変更が生じた場合には、「ちばエコ農業」推進要綱第4の11（3）の規定により、速やかにその旨を知事に届け出ること。
- （2）出荷に当たり、認証マークを使用する場合は、「ちばエコ農産物」認証マーク取扱要領を遵守し、併せて生産情報を表示すること。
- （3）その他、要綱第8の規定による生産者等の責務に留意すること。

様式12（認証欠格届出書様式）

年 月 日

千葉県知事 様

産地責任者（生産者）住所
氏名
電話

「ちばエコ農産物」認証要件の欠格について（届出）

年 月 日付け 第 号で認証を受けた「ちばエコ農産物」について、
認証に関する要件を欠く事態が生じたので、「ちばエコ農業」推進要綱第4の11(3)
の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 産地・生産者名
- 2 品目（作型）、認証番号及び出荷期間
- 3 欠格要件
- 4 その理由

様式 1 3 (指定取消通知書様式)

「ちばエコ農業産地」指定取消通知書

番 号
年 月 日

産地責任者 様

千葉県知事



年 月 日付けによる「ちばエコ農業産地」の指定（指定番号： ）に
ついては、「ちばエコ農業」推進要綱第5の規定により、下記理由により取り消し
ます。

記

様式 1 4 (認証取消通知書様式)

「ちばエコ農産物」 認証取消通知書

番 号
年 月 日

産地責任者 (生産者・団体責任者) 様

千葉県知事



年 月 日付けによる「ちばエコ農産物」の認証 (認証番号 :)
については、「ちばエコ農業」推進要綱第 5 の規定により、下記理由により取り消
します。

記

様式 1 5 (乾燥調製等登録認定申請書様式)

年 月 日

千葉県知事 様

住所
氏名
電話

乾燥調製等登録の認定について (申請)

「ちばエコ農業」推進要綱第 6 の 1 の規定により、下記のとおり申請します。

記

乾燥調製等登録 申請者 (責任者)	氏名	
	住所	(TEL)
乾燥調製等施設 (とう精施設)	名称	
	所在地	
	乾燥調製 能力	トン/日
	乾燥調製等 機の台数等	ライン 台
過去 1 年間の 稼動実績	主な販売先	
	主な仕入先	
	乾燥調製等 数量	トン/年

注 「乾燥調製等施設 (とう精施設) 等の配置図」及び「「ちばエコ農産物」とその他の農産物の混合防止を示す資料」を添付すること。

様式16 (乾燥調製等登録認定通知書様式)

乾燥調製等登録認定通知書

番 号
年 月 日

住所
氏名

千葉県知事 ○○ ○○
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、「ちばエコ農業」
推進要綱第6の2の規定により、下記の内容で登録認定します。

記

乾燥調製等 責任者	氏名	
	住所	
乾燥調製等施設 (とう精施設)	名称	
	所在地	
	乾燥調製能力	トン/日
	乾燥調製等機 の台数等	ライン 台
登録番号		
登録有効期間		年 月 日 ~ 年 月 日

様式 17 (乾燥調製等登録実績報告書様式)

年 月 日

千葉県知事 様

乾燥調製等登録者 (登録番号)

住所

氏名

電話

乾燥調製登録実績について (報告)

「ちばエコ農業」推進要綱第6の6の規定により、下記のとおり報告します。

記

乾燥調製等数量	k g
乾燥調製等時期	年 月 日 ~ 年 月 日
玄米 (落花生 [土ざや] ・茶 [生茶]) (「ちばエコ農産物」) の仕入れ先又は生産者	1 名称又は氏名 2 住所 (電話 :) 上記のほか 件 (別添一覧表のとおり)
精米 (落花生・茶 [製品]) (「ちばエコ農産物」) の販売先	1 名称又は氏名 2 住所 (電話 :) 上記のほか 件 (別添一覧表のとおり)

注 仕入れ先及び販売先が確認できる伝票等一覧表を添付すること。

様式 18 (乾燥調製等登録取消通知書様式)

乾燥調製等登録取消通知書

番 号
年 月 日

乾燥調製等登録者 様

千葉県知事



「ちばエコ農業」推進要綱第7の規定により、乾燥調製等登録を下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取消対象者
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 登録年月日
 - (4) 登録番号

- 2 取消理由

別紙様式（乾燥調製等 推進要領 附則関係）

乾燥調製等の実施に関する事項については、下記のとおりです。

記

1 乾燥調製等責任者

氏 名	
電 話	

2 乾燥調製等施設名

名 称	
所在地	